

令和 8 年度

保育所等入所のしおり



美咲町教育委員会教育総務課

〒709-3717 美咲町原田 2144 番地 1

電 話 0868-66-2873

F A X 0868-66-3730

E-mail kyouiku-hoiku@town.okayama-misaki.lg.jp

目 次

1	保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	保育所等に入所できる児童とは・・・・・・・・・・	1
3	教育・保育給付認定申請について・・・・・・・・	1
	・教育・保育給付認定の種類・・・・・・・・・・	2
	・保育時間区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	・保育認定（2号・3号認定）の条件・・・・・・・・	3
	・受入児童の年齢・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	入所申込（利用申請）について・・・・・・・・・・	4
5	利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	入所決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	入所後の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8	入所の解除について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9	退所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10	利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・	9
	（1）決定方法等・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（2）納付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	（3）保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
11	延長保育の利用について・・・・・・・・・・	13
12	一時保育の利用について・・・・・・・・・・	14
13	地域子育て支援センター・・・・・・・・・・	15
	保育所のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	保育所の位置・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	○中央かめっこ保育園・・・・・・・・・・	17
	○旭保育園・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	○柵原西保育園・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	○柵原東保育園・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	○町内私立保育園 わかくさ保育園・美咲まめのき保育園	19

1 保育所とは

ご家族の皆様が、仕事や病気等の理由で家族での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育を行い、お子さんを心身ともに健やかに育てることを目的とした児童福祉施設です。

厚生労働省が定めた保育所設立認可基準に基づいて設置されている認可保育所は、町内に公立施設が4ヶ所、私立施設が2ヶ所あります。

施設名		定員(人)	所在地	電話番号
公立	中央かめっこ保育園	200	美咲町打穴下 1766	0868-66-7005
	旭保育園	100	美咲町西川 846	0867-27-2200
	柵原西保育園	100	美咲町久木 226	0868-62-1009
	柵原東保育園	70	美咲町行信 141-1	0868-64-0566
私立	わかくさ保育園	12	美咲町打穴下 420-4	0868-66-3311
	美咲まめのき保育園	5	美咲町吉ヶ原 980-1	0868-62-7210

※ 私立施設への入所に関する詳細については、直接保育園にご連絡ください。

2 保育所等に入所できる児童とは

保育所等に入所できるのは、0歳（生後6ヶ月以上）から就学前の乳幼児です。

保育所等に入所するには、保育の必要性の認定を受けることが必要とされています。「保育の必要性」とは、保護者が仕事、病気または看護等の理由により、家庭で児童を保育することができない状態を指します。

そのため、「集団保育を経験させたい」「幼児教育を受けさせたい」などの理由だけでは入所することはできません。

3 教育・保育給付認定申請について

保育所等を利用するためには、町から教育・保育給付認定（1号・2号・3号）を受ける必要があります、保育の必要性を認められることが必要です。教育・保育給付認定区分や保育の必要性により、利用できる施設や時間、保育料が異なります。

一度認定を受けた場合であっても、教育・保育給付認定の現況報告として、毎年、教育・保育給付認定（現況）申請書を提出していただきます。

教育・保育給付認定の種類

教育・保育給付認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし（教育のみ）	教育標準時間 4時間	認定こども園、幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 11時間	認定こども園、保育所
			保育短時間 8時間	
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 11時間	認定こども園、保育所
			保育短時間 8時間	

- ※ 認定申請は保護者の居住地の市区町村で行う必要があります。
- ※ 保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は認定を解除します。
- ※ 幼稚園入所の場合は認定を受けなくてもよい場合があります。幼稚園へご確認ください。
- ※ 該当する利用施設がない場合は、教育総務課へお問い合わせください。

保育時間区分

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」もしくは「保育短時間」に分類されます。

保育時間区分	保育時間
保育標準時間	7:30~18:30（最長11時間）
保育短時間	8:30~16:30（最長8時間）

- ※ 1号認定及び町外保育施設の保育時間は、利用施設でご確認ください。

＜保育標準時間＞

7:15	7:30		18:30	19:00
早朝保育	通常保育（最大 11 時間）			延長保育

＜保育短時間＞

7:15	8:30	16:30	19:00
早朝保育※	通常保育（最大8時間）	延長保育	

- ※ 短時間認定の方の早朝保育時間は特別な事由を除き原則8時から8時30分となります。

保育認定（２号・３号認定）の条件

保育認定を受けるには、次に該当することが条件となります。

要件区分	要件内容	保育時間区分
就労	フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内就労 （１ヶ月に４８時間以上労働することを常態としていること）	標準時間 または短時間
妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	標準時間 （出産日から ８週間まで）
保護者の 疾病・障害	医師の判断に基づく家庭で保育ができない期間 心身に障害がある（身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者手帳の交付を受けている）場合	標準時間 または短時間
同居家族の 介護・看護	同居または長期入院している親族の常時の介護・看護	標準時間 または短時間
災害復旧	火災・風水害・地震等の復旧にあたっているとき	標準時間 または短時間
就職活動	仕事を探しているとき	短時間 （認定開始から ３ヶ月まで）
就学	大学・専門学校・職業訓練校等に通っているとき	標準時間 または短時間
虐待・DV	虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	標準時間 または短時間
育児休業	育児休業取得時に、すでに保育所等を利用している子がいて、 継続利用が必要な場合、育児休業の期間	短時間
その他	教育総務課へご相談ください	

受入児童の年齢

生後６ヶ月以降から就学前まで

令和８年４月１日入所時のクラス年齢（令和８年４月１日時点の年齢）

クラス年齢	対象生年月日
０歳児	令和 ７年（２０２５年）４月２日～令和 ７年（２０２５年）１０月１日
１歳児	令和 ６年（２０２４年）４月２日～令和 ７年（２０２５年）４月１日
２歳児	令和 ５年（２０２３年）４月２日～令和 ６年（２０２４年）４月１日
３歳児	令和 ４年（２０２２年）４月２日～令和 ５年（２０２３年）４月１日
４歳児	令和 ３年（２０２１年）４月２日～令和 ４年（２０２２年）４月１日
５歳児	令和 ２年（２０２０年）４月２日～令和 ３年（２０２１年）４月１日

4 入所申込（利用申請）について

教育・保育給付認定（現況）申請書、保育申込書、家庭状況調査票に次のそれぞれの区分による必要書類を添付して、必ず期限内に提出してください。期間を過ぎての提出も受け付けますが、期間内の申込者が優先されます。やむを得ない事情により、期間内に申込ができない場合は、事前にご相談ください。

【提出先】教育委員会教育総務課、各総合支所地域振興課または各保育園

令和8年4月入所分申込受付期間 ※5月以降に育児休業から復職される方を含む

令和7年10月15日（水）～令和7年11月17日（月）

※5月以降に育児休業から復職予定の方で、6ヶ月が経過していない場合でも、5月入所以降の申込みも受け付けます。

令和8年5月以降入所分申込

※ 5月以降の途中入所の受け付けは、原則、入所希望月の前々月末までに提出された申し込み分とします。

※ 入所選考は締切日ごとに行います。申込時点で空きがあっても、申込状況によっては入所できない場合があります。入所決定は入所の前月上旬頃です。

入所月	申込期限
令和8年 5月	令和8年 3月31日（火）
令和8年 6月	令和8年 4月30日（木）
令和8年 7月	令和8年 5月29日（金）
令和8年 8月	令和8年 6月30日（火）
令和8年 9月	令和8年 7月31日（金）
令和8年10月	令和8年 8月31日（月）
令和8年11月	令和8年 9月30日（水）
令和8年12月	令和8年10月30日（金）
令和9年 1月	令和8年11月30日（月）
令和9年 2月	令和8年12月28日（月）
令和9年 3月	令和9年 1月29日（金）

0歳児の入所申込について

○ 出生前の申し込みは、受け付けできません。

① 令和8年4月1日時点で満6カ月以上の方（令和7年10月1日生まれまで）
……4月から入所可能です。4月入所申込受付期間に提出してください。

② 令和8年4月1日時点で満6カ月未満の方（令和7年10月2日生まれ以降）
……5月以降入所となります。満6カ月を経過した翌月から入所できます。

入所希望月の申込期限までに提出してください。

要件区分	提出書類
共 通	教育・保育給付認定（現況）申請書 教育・保育給付認定等に係るマイナンバー（個人番号）届出書 保育申込書 家庭状況調査票 ※ 令和 7 年 1 月 1 日現在に美咲町に住民登録がない方（令和 7 年 1 月 2 日以降に美咲町へ転入の方）は、教育・保育給付認定等に係るマイナンバー（個人番号）届出書に記載いただいた番号により照会を かけさせていただきます。
就労	就労証明書 ※ 会社勤めのほか自営業、農業、内職等についても就労状況を記載（証明）してください。 農業は、水稻共済細目書（または確認書）を添付してください。 ※ 両親等保護者及び 65 歳未満の同居している方全員が必要です。
妊娠・出産	新生児の母子手帳のコピー（出産予定日が確認できるもの）
保護者の疾病・障害	医師の診断書等（写し可・保育が困難なことが分かるもの） 障害者手帳、療育手帳等のコピー（氏名と障害の程度が分かるもの）
同居家族の介護・看護	医師の診断書等（写し可・保育が困難なことが分かるもの） 障害者手帳、療育手帳等のコピー（氏名と障害の程度が分かるもの）
災害復旧	罹災証明書等
就職活動	ハローワークカード、申立書等（求職活動していることがわかるもの）
就学	在学証明書、カリキュラム等就学期間・受講状況がわかるもの
虐待・DV	公的機関から発行された書類
育児休業	就労証明書
その他	教育総務課へご相談ください

○ ひとり親世帯の方は次のいずれか 1 点（写）を添付してください。

- ・ひとり親家庭等医療費受給資格証
- ・戸籍謄本
- ・児童扶養手当証書
- ・離婚届受理証明書
- ・調停期日通知書（離婚調停中の場合）

○ 町内事業所内保育施設の利用を希望する場合

美咲町に住所がある方で、美咲町内の事業所内保育施設を希望する場合は、教育総務課にご相談ください。

なお、事業所内保育につきましては、保護者と施設との契約となりますが、町の教育・保育給付認定が必要となりますので、保育所と同様に申請が必要となります。

○ 町外の施設の利用を希望する場合

美咲町に住所のある方で、就労の関係などの事情により美咲町外の保育所等の利用を希望する場合（広域入所）は、教育総務課へご相談ください。

なお、広域入所は施設の所在市町村在住者の入所が優先されますので、あらかじめ施設に確認のうえお申し込みください。申込状況によっては希望に添えない場合がありますのでご注意ください。

○ 町外にお住まいの方が令和8年4月1日から、美咲町内の保育所の利用を希望する場合

美咲町外にお住まいの方が美咲町内の保育所に利用申込を行う場合は、申込受付期間に間に合うように、現在お住まいの市町村を通してお申し込みください。なお、入園は美咲町在住者の方が優先されますので、申し込み状況によってはご希望に添えない可能性があります。

○ 入所申込中の変更の手続き

教育・保育給付認定申請や入所申込の内容に変更があった場合は変更の手続きが必要です。認定の内容に関する変更や入所申込中の希望施設の変更等については、直接、教育総務課にご相談ください。

5 利用調整

○ 期日までに提出された入所申込書類の記載内容を確認後、保育所入所資格の有無等を判定・審査し、保育所への利用調整（入所選考）を行います。入所基準に満たない場合は、空きがあっても入所できません。

○ 認定（2号・3号認定）を受けて保育所等を利用する場合に、保育利用調整点数表をもとに優先順位をつけ、保護者が希望する施設の中から、利用できる施設を町が調整し、保育の必要が高いと判断される順に入所を決定します。場合によっては希望する施設に入所できないことがありますのでご了承ください。

○ 利用調整は入所月ごとに行います。申込書の受付順ではありません。申込時点で空きがあっても、利用調整の結果入所できないことがあります。

保育利用調整点数表

○「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表）

要件区分	要件内容	点数
就労	フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内就労	10
妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	8
保護者の疾病・障害	医師の判断に基づく家庭で保育ができない期間	10
	心身に障害がある（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている）場合	10
同居家族の介護・看護	同居または長期入院している親族の常時の介護・看護	10
災害復旧	火災・風水害・地震等の復旧にあたっているとき	10
就職活動	仕事を探しているとき	1
就学	大学・専門学校・職業訓練校等に通っているとき	10
虐待・DV	虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	10
育児休業	育児休業取得時に、すでに保育所等を利用している子がいて、継続利用が必要な場合、育児休業の期間	8
その他	その他町長が認める場合	0

○「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

要件区分	点数
ひとり親家庭	3
生活保護世帯	1
生計中心者の失業による就労の必要性が高い場合	2
虐待・DVのおそれがある場合など社会的擁護が必要な場合	10
子どもが障害を有する場合	5
育児休業明け	10
地域型保育などの卒園児	4
兄弟姉妹が同一の保育所を希望する場合	3
両親不在	1
多子（3人以上）	1
祖父母（65歳未満）なし	1
その他	0

※保育利用調整点数は基礎点数と調整点数の合計とする。

○基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表（同点時基準表）

順位	状況
1	希望順位が高い世帯
2	希望する保育施設と同じ地域に居住している世帯
3	基礎点数が高い世帯
4	所得が低い世帯

※順位4の基準となる保護者の所得は、4月～8月の保育利用調整の場合は令和7年度課税所得（令和6年分所得）、9月以降は令和8年度課税所得（令和7年分所得）を基準とします。

6 入所決定

提出された申込書類に基づき、入所決定となった方には、「保育所入所承諾書」を送付します。
4月入所者の送付時期については、システムでの作成上、2月下旬頃になります。

5月以降の入所希望の場合は、入所月の前々月末までに提出された申込について、入所前月の下旬頃に「保育所入所承諾書」を送付します。

7 入所後の留意事項

当初の申込書記載内容に変更が生じた場合は、速やかに教育総務課へ連絡していただき、所定の手続きを行ってください。

- ① 住所・氏名・電話番号が変わった場合
- ② 世帯状況等が変わり、日中家庭で保育ができるようになった場合
- ③ 婚姻・離婚した場合
- ④ 勤務先が決定、変更した場合
- ⑤ 仕事を辞めた、又は休職中になった場合
- ⑥ 出産される（された）場合
- ⑦ 産前・産後休暇後、育児（病気）休業後に、職場に復職した場合
- ⑧ 病気になったため、仕事を辞めた場合
- ⑨ 町外に引っ越す場合
- ⑩ 上記以外の変更

8 入所の解除について

次に該当する場合は、入所を解除します。

- ① 町外へ転出された場合
- ② 保育上の指示に従わなかった場合
- ③ 無断で長期にわたり通所しない場合
- ④ 提出書類に偽りが発覚した場合
- ⑤ 定められた時間内にお迎えをしない場合
- ⑥ 保育料に滞納がある場合

9 退所について

退所するときは、退所する1週間前までに、保育園または教育総務課に「退園届」を提出してください。

「退園届」を提出されないと、引き続いて保育料を納めていただくことになりますので、ご注意ください。

なお、「退園届」は、教育総務課、各総合支所及び各保育園にあります。

10 利用者負担額（保育料）について

（1）決定方法等

- ① 毎月の利用者負担額（保育料）は、「保育にかかる経費」の一部を利用者に負担していただくもので、父母にかかる町民税所得割額、お子さんの教育・保育給付認定区分、きょうだいの状況等によって美咲町が設定した階層区分に応じて決定します。また、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者である場合には、その方の税額も合算して算定します。

注） 住民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。収入がない方であっても、原則、住民税の申告は必要です。

また、配当控除、外国税額控除、住宅取得等特別控除、政党等寄付金特別控除及び住宅耐震改修特別控除などは、適用しません。

- ・ 保育料は町民税所得割額を基に、毎年見直されます。
- ・ 具体的階層区分及び保育料は、「保育料決定通知書」に記載されます。
- ※ 階層区分とは、町民税額を基に美咲町が設定した保育料の区分です。

② 保育料の算定は毎年9月に見直します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の町民税額に基づく保育料						当年度の町民税額に基づく保育料					

※ 美咲町に転入された方で、下記に該当する方は、以下のとおりとなります。

		保育料の算定基準となる課税状況
1	令和7年1月1日時点で、 美咲町に住所がなかった方の 令和8年4月～令和8年8月保育料	令和7年1月1日時点での住所地で課税されている 令和7年度（令和6年分）住民税
2	令和8年1月1日時点で、 美咲町に住所がなかった方の 令和8年9月～令和9年3月保育料	令和8年1月1日時点での住所地で課税されている 令和8年度（令和7年分）住民税

(2) 納付方法

口座振替または納付書により、納付期限内に納付してください。

口座振替の場合

【口座振替できる金融機関】（指定金融機関）等

晴れの国岡山農業協同組合、鳥取銀行、中国銀行、トマト銀行、中国労働金庫、中国5
県内の郵便局（ゆうちょ銀行）、津山信用金庫

【口座振替日】

毎月末日 ただし、12月分は12月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

【手続きについて】

「美咲町税等口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印の上、口座振替を希望する
指定金融機関の窓口で手続きをしてください。月末までに金融機関で手続きされた
書類が役場に届くと、翌月分から口座振替となります。

用紙は、町内の金融機関、役場及び各保育園にあります。

納付書の場合

月ごとに発行する納付通知書で、役場会計課（支所の場合は地域振興課）、納付書に
記載されている金融機関又はコンビニで納付してください。また、PayPay（ペイペイ）、
FamiPay（ファミペイ）での納付も可能です。納付書に印字されているコンビニ収納
用バーコードをスマートフォン用のアプリで読み取ることで、「いつでも」「どこでも」
「かんたん」に自宅などにいながら納付できます。

納期限は、毎月末日です。（ただし、12月分は12月25日）

※ 保育料を滞納すると、保育を実施できなくなることがありますので、期限内の納付をお願いします。

(3) 保育料

令和7年10月現在の保育料については、次のとおりです。保護者の市町村民税に依りて、国が定める基準を上限として、町が定めています。なお、国が定める基準の変更により、変更となる場合があります。

※令和元年10月1日から3歳から5歳（3歳児から5歳児）の保育料が無償化されており、3歳から5歳については副食費（おかず、おやつ代等）が別途月額3,200円（美咲町で教育・保育給付認定を受けている場合）必要となります。

① 利用者負担額（美咲町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則別表）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額(月額)	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯			円 0	円 0
第2	第1階層を除き前年度分又は当年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	第1子	0	0
			第2子	0	0
			第3子以降	0	0
第3		市町村民税所得割課税額48,600円未満	第1子	12,600	9,200
			第2子	3,100	2,300
			第3子以降	0	0
第4		市町村民税所得割課税額48,600円以上 97,000円未満	第1子	19,500	14,300
			第2子	4,800	3,500
			第3子以降	0	0
第5		市町村民税所得割課税額97,000円以上 169,000円未満	第1子	28,900	21,100
			第2子	7,200	5,200
			第3子以降	0	0
第6		市町村民税所得割課税額169,000円以上 301,000円未満	第1子	39,600	29,000
			第2子	9,900	7,200
			第3子以降	0	0
第7		市町村民税所得割課税額301,000円以上 397,000円未満	第1子	40,000	29,200
			第2子	10,000	7,300
			第3子以降	0	0
第8		市町村民税所得割課税額397,000円以上	第1子	52,000	38,000
			第2子	13,000	9,500
			第3子以降	0	0

② 多子軽減制度

同一世帯内で扶養している子どもで、第2子の保育料は利用者負担額表の1/4、第3子以降については無料とし、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

③ 3階層のうち要保護世帯等に係る特例措置の拡充について

児童の属する世帯の階層が、3階層と認定された世帯であっても次に掲げる世帯である場合には、国が定める特例措置の拡充により、町が定める保育料から1,000円の軽減措置に加え1人目を半額、2人目以降を無料としています。4階層に該当する世帯においては、1人目を9,000円、2人目以降を無料としています。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

i 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

ii 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

iii 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

iv 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児

v 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

保育施設の運営には、お子様の健康と安全を守るために、人件費、給食費、施設管理費など多くの経費がかかっています。

美咲町では、利用者負担額(保育料)の額を国が定める基準より低い額に設定し、町独自の多子減免制度などにより保護者の負担軽減を行っています。より充実した質の高い保育を実施していくためには、保護者に納入していただく利用者負担額(保育料)が重要な財源となります。

期限内の納入にご協力をお願いします。

11 延長保育の利用について

① 保育標準時間認定を受けた場合

7時30分から18時30分まで最大11時間の保育を受けることができます。

ただし、早朝保育（7時15分から）は無料で利用できますが、延長保育（18時30分～19時）利用の場合は、1回の利用で200円必要です。

月末締めで保育園より納付書を発行しますのでお支払いください。

なお、延長保育利用の際、お迎えの時間が19時を超えないよう、必ず時間厳守をお願いします。

② 保育短時間認定を受けた場合

8時30分から16時30分まで最大8時間の保育を受けることができます。

16時30分以降の保育を利用されるときは、延長保育料として、1回の利用で200円必要です。月末締めで保育園より納付書を発行しますのでお支払いください。

なお、早朝保育を希望されるときは教育委員会教育総務課までご相談ください。

③ その他

早朝保育または延長保育を利用されるときは事前に保育所に申し込みをしてください。

なお、土曜保育を希望される場合も、事前に毎回申し込み（その週の木曜日午前中まで）をお願いします。申し込みが遅れた場合は、当日お弁当が必要ですのでお気を付けください。

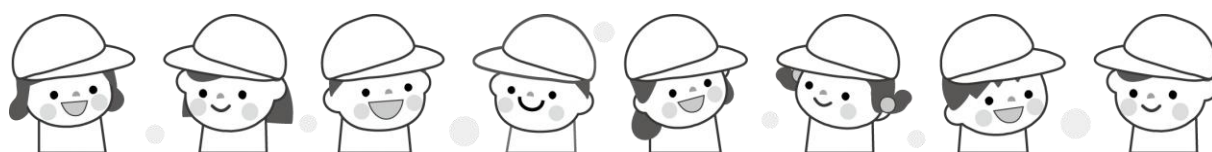
また、土曜保育は7時30分から18時30分までで、早朝保育・延長保育はありません。



12 一時保育の利用について

生後6ヶ月から小学校に入学するまでの保育所に入所していない乳幼児が対象です。

実施保育所名	中央かめっこ保育園、旭保育園、柵原西保育園		
対 象 児 童	① 保護者の就労、職業訓練等により家庭内での保育が困難な児童 （原則、週3日が限度） ② 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護及び冠婚葬祭等により緊急かつ一時的に家庭内での保育が困難な児童 ③ ①及び②において、当日、緊急かつ一時的に家庭内での保育が困難な児童 ④ 保護者の育児疲れ解消等の私的理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる児童		
保 育 時 間	1 日		7 時 30 分～18 時 30 分
	半日	午前	7 時 30 分～12 時 30 分
		午後	12 時 30 分～18 時 30 分
	③の児童		9 時～17 時
利 用 料	区分	町内在住者又は在勤者	町内に住所のない者
	1 日	1,800 円	3,000 円
	午前	950 円	1,550 円
	午後	850 円	1,450 円
	※ 利用の都度、保育園にお支払ください。（つり銭のないようお願いします。）		
利用できる日	月曜日～土曜日		
申し込み方法	前もって保育園に申請登録が必要です。		
延 長 保 育	③以外の児童で、希望者は 18 時 30 分から 19 時まで延長保育が利用できます。（別途、延長保育料 200 円が必要です。ただし、土曜日は除く。）		



13 地域子育て支援センター

美咲町では、町民の地域における子育て支援基盤を形成し、子育て家庭等に対する育児支援を行うことを目的に、町内3地域で子育て支援センターを運営しています。

子育て相談、子育てに関する情報の提供、交流・情報交換の場の提供、親子遊びなどの行事、子育て講演会、育児相談、多世代交流事業などを行っています。

利用は無料ですので、お気軽にご利用ください。

【開設時間】 月～金曜日 9時30分～15時30分
(電話相談は、9時から16時30分)

【行事内容】 園庭開放、出前保育、年齢遊びが曜日によって変わるほか、各支援センターで行事が異なります

名称・位置・連絡先	
中央地域子育て支援センター 美咲町打穴下1766番地（中央かめっこ保育園内）	TEL 0868-66-7830
旭地域子育て支援センター 美咲町西川846番地（旭保育園内）	TEL 0867-27-2733
柵原地域子育て支援センター 美咲町久木226番地（柵原西保育園内）	TEL 0868-62-1009

※ 行事予定は各子育て支援センターが発行するチラシのほか、広報誌でも確認できます。



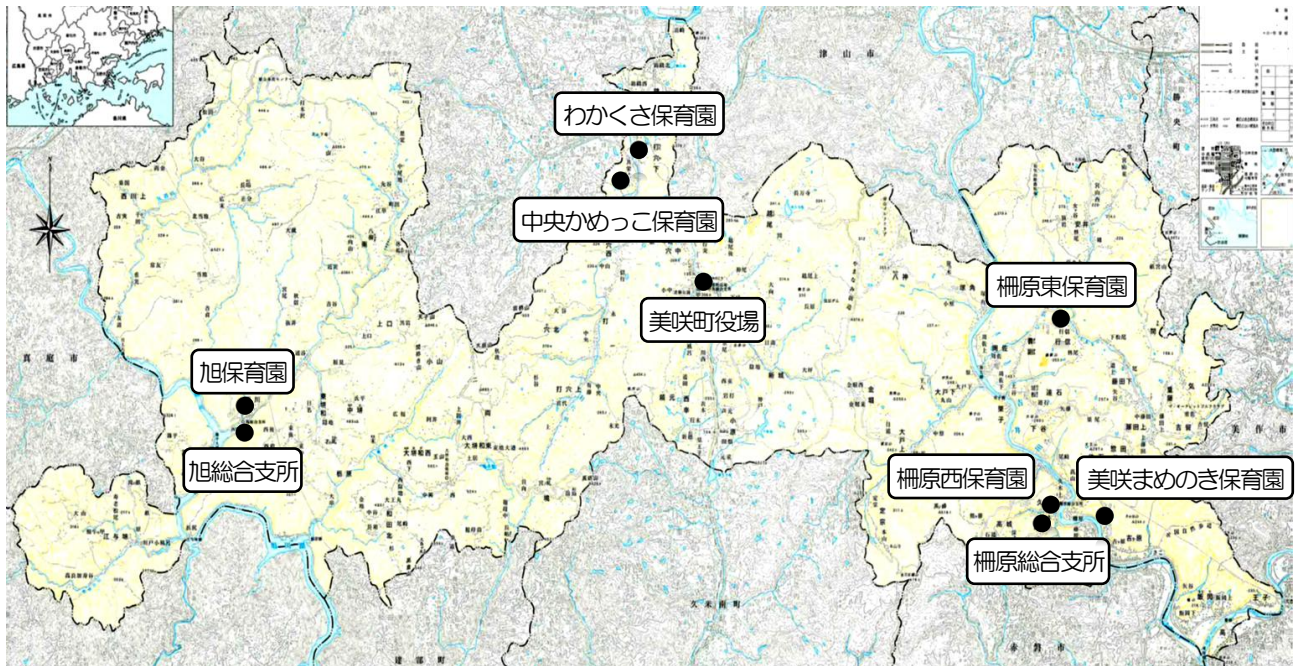
保 育 所 の ご 案 内

保育所名		中央かめっこ保育園	旭保育園	柵原西保育園	柵原東保育園
設 立		公立			
運 営		美咲町			
認可定員		200 人	100 人	100 人	70 人
住 所		美咲町打穴下 1766	美咲町西川 846	美咲町久木 226	美咲町行信 141-1
電話番号		0868-66-7005	0867-27-2200	0868-62-1009	0868-64-0566
構 造		鉄骨造平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建	木造一部鉄骨平屋建	鉄骨平屋建（改修部分） 木造平屋建（増築部分）
入所児童		生後 6 ヶ月から小学校就学前まで			
保育時間		標準時間	7 : 30 ~ 18 : 30	短時間	8 : 30 ~ 16 : 30
延長 保育	早朝	7 : 15 ~ 7 : 30			
	夕方	18 : 30 ~ 19 : 00			
保育目標		『ふるさとを愛し心豊かに、たくましく生きる中央っこの育成』 ～未来に向かって輝く子ども～ ○自ら考え表現する力を身に着け、主体的に行動する子ども ○豊かな感性と思いやりの心を持った子ども ○地域の人とのつながりを大切にし、郷土を愛する子ども ① かんがえる（思考力） ② めばえる（探求心・知的好奇心） ③ たえる（表現力） ④ こうどうする（主体性）	＜自分らしさを発揮して、生き生きと今を生き、未来をよりよく生きる旭っこ＞ ○自分自身を大切にする気持ちと、自主自立の芽生えを育て、自分なりに考え行動できる子どもを育てる。 ○伸び伸びとした心と、自ら進んで運動することを楽しむことができる健やかな体をつくり、生活に基盤である健康と安全を大切にする心を育む。 ○身近な環境に主体的に関わり、豊かな体験を通して、自分の思いや考えを表現する力、学びの芽生えに向かう力を育む。 ○身近な人や動植物に対する愛情や信頼感を育て、思いやりと共同の心を育む。 ○遊びを通して異文化に触れ興味関心を持つ。	生きる力を育む ○心身ともに明るく健康で感性豊かな子ども ○友達の思いに気づける子ども ○思ったこと、感じたことが表現できる子ども ○意欲を持って遊びに取り組むことができる子ども	生きる力を育む ○心身ともに明るく健康で感性豊かな子ども ○友だちの思いに気づける子ども ○思ったこと、感じたことが表現できる子ども ○意欲を持って遊びに取り組むことができる子ども
主 な 年間行事		年度によって変更することがありますので、保育園より別途お知らせします。	年度によって変更することがありますので、保育園より別途お知らせします。	年度によって変更することがありますので、保育園より別途お知らせします。	年度によって変更することがありますので、保育園より別途お知らせします。

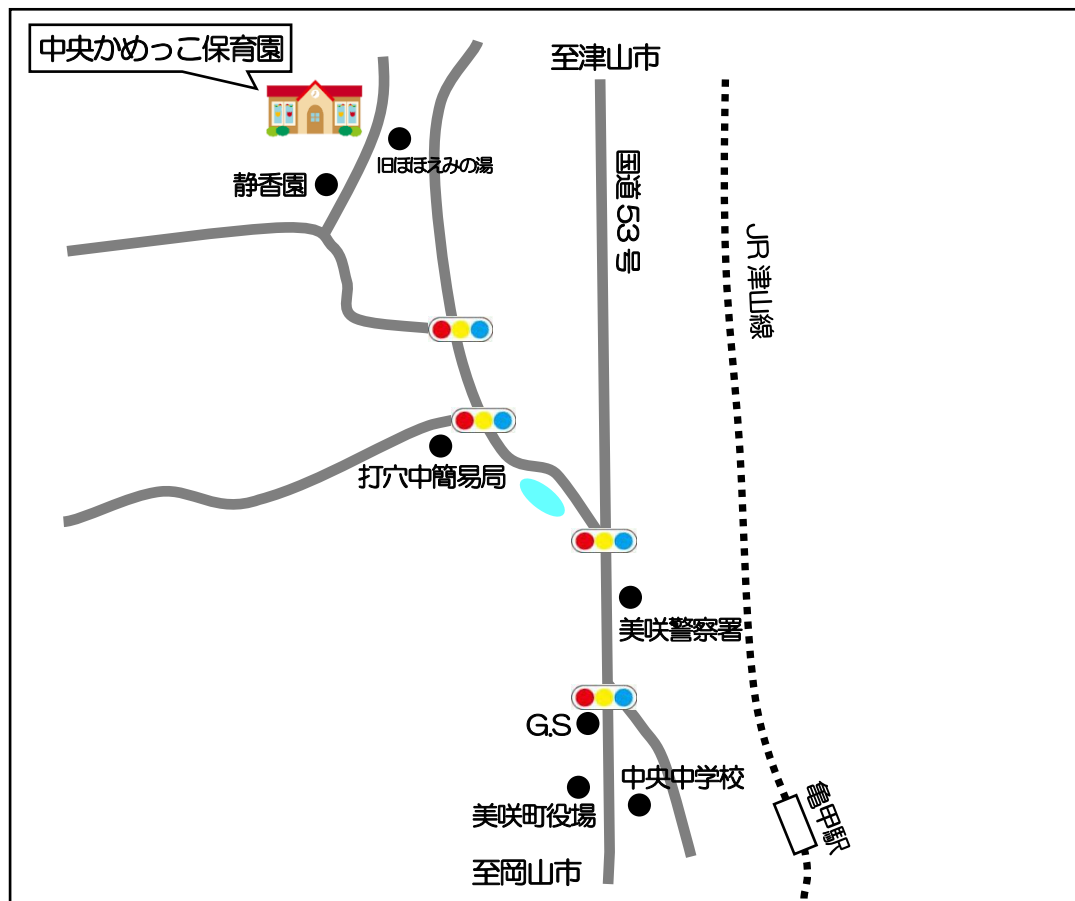
※ 令和 7 年 10 月 1 日時点のため、内容は変更することがあります。

※ 私立施設については、直接保育園にお問い合わせください。

保育所の位置



【 中央かめっこ保育園 】



【 旭保育園 】



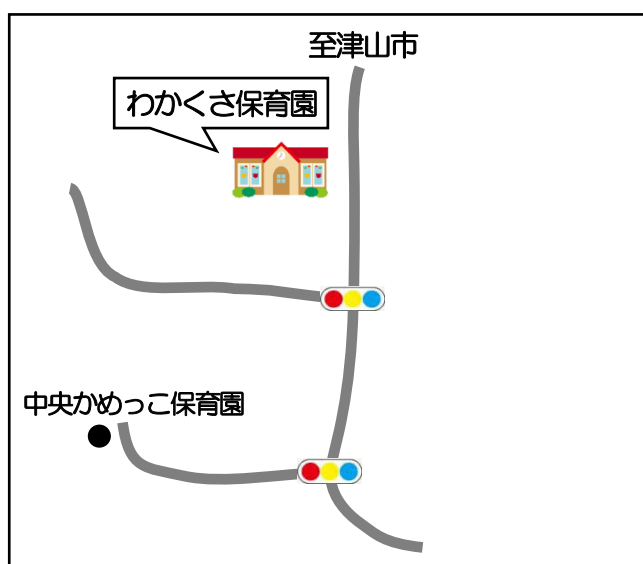
【 柵原西保育園 】



【 柵原東保育園 】



【 わかくさ保育園 】



【 美咲まめのき保育園 】

